

第4回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

平成21年5月
国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成21年5月29日 8:30-10:30

場 所：経済産業省本館17階東8第1共用会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、椋田委員、森口委員

1. 排出削減事業の承認

- ・ 第2回（1月21日）、第3回（4月15日）、並びに今回の委員会で申請を受け付けた排出削減事業について、各種承認要件に係る審査を行ったことを報告。審議の結果、9件の排出削減事業について、異議なく承認。
これにより、排出削減事業の承認件数は、累計で19件となった。

2. 排出削減事業の新規申請受付

- ・ 第3回委員会（4月15日）以降に申請を受け付けた、77件の排出削減事業について、それらの概要を29日付けで公表することを了解した。これにより、排出削減事業の申請受付件数は、累計で100件となった。
- ・ なお、全国47都道府県のうち、37都道府県から一つ以上の排出削減事業の申請があった。
- ・ 共同実施者における業種は、商社が最も多く（29件）、続いて電力会社（23件）、銀行（23件）等。
- ・ 適用されている排出削減方法論は、ボイラーの更新（バイオマスボイラーの新設を含む）が最も多く100件中66件。続いて空調、照明など、既存の方法論に基づいた計画申請が行われている。
- ・ 申請された100件の排出削減事業の年間削減量は合計約9万トン、一件あたりの平均削減量は約900トンである。

3. その他

- ・ 国内クレジット審査協議会の設立、審査・確認実施要領の策定
国内クレジット審査協議会会長（KPMGあずさサステナビリティ株

株式会社 魚住隆太代表取締役) より報告。(概要下記)

- ① 国内クレジット審査協議会を設立(同日 7:30~8:10 設立総会開催)
- ② 審査の共通判断基準として「審査・確認業務実施要領」の作成
実績確認等の保証の水準として、国連と同様、「合理的保証」を採用。

・ 排出削減方法論の承認(2件)、申請受付(1件)

第3回委員会(4月15日)において申請を受け付けた、2件の排出削減方法論(新規分)について、パブリックコメント(4月24日~5月15日に募集)を行うとともに、各種承認要件に係る審査を行ったことを、事務局より報告。

審議の結果、申請のあった2件の排出削減方法論について、異議なく承認。

また、第3回委員会(4月15日)から5月29日までに受け付けた、1件の排出削減方法論について、概要を29日付けで公表することを了解した。

・ 審査機関の登録(1件)

事務局から、第3回国内クレジット認証委員会(4月15日)以降、登録申請のあった審査機関について紹介。審議の結果、申請のあった審査機関の登録について、異議なく承認。

・ 今後のスケジュール

次回(第5回)委員会は、6月中旬に開催する予定とした。

4. 委員の発言及び質疑

(森口委員)

- ・ 承認事業の山水閣は、事業計画の申請受付と承認が同時に行われた案件であるが、滞りなく事業を進めるためにはこのような方法も望ましいが、委員として事前に事業計画の内容を確認しておきたい。申請の受付と承認が同時に一回の委員会に掛かることが今後もあり得るのか。また、この事業でのバイオマス燃料の入手源はどこからになるのか。バイオマスだからカーボンニュートラルであると単純に割り切れない部分もある。

(藤原参事官)

- ・ 事業者には出来る限り早めに事業計画を申請して頂き、委員の皆様

十分ご確認頂きたいと考えている。ただし事業者の都合上、早急に事業の承認、クレジットの認証を受けたいという案件は今後も増えてくると思われる。このようなケースは今後も生じることをご了解頂きたい。

(事務局)

- ・ 本事業のバイオマスボイラーの燃料であるペレットの入手源は国内の事業所である。ペレット化する材料は製材所からの廃材を使用している。

(茅委員長)

- ・ 資料において申請番号が抜けている箇所があるが、この番号の事業は審査がまだ終わっていないという理由によるものか。

(藤原参事官)

- ・ ご指摘の通り、審査機関にて審査中であるため、正式な承認申請に至っていない事業がいくつかある。

(宮城委員)

- ・ 排出削減事業の申請受付件数が100件に達したということで、本格的に制度が動き始めたと感じている。
- ・ 商工会議所では210件の省エネ診断を受け付けたが、平均排出削減量は1件当たり80t程度と非常に小さく、審査費用を払うと採算が合わない事業もある。審査費用負担の問題を踏まえ、中小企業と大企業の双方がこの制度をうまく推進していけるように、制度をより改善していただきたい。

(藤原参事官)

- ・ ご意見は真摯に受け止め、改善を目指していきたい。無料省エネ診断の対象となる事業と、実際に計画を申請する事業では規模が異なる。無料省エネ診断を受ける事業は排出削減量が小さな案件が多く、なかなか計画申請まで移行できないのが現状である。そのような小さな案件でも円滑に申請できるようにしていきたい。

(森口委員)

- ・ 木質バイオマスを利用する場合は、追加性について十分検討することとリーケージがないかどうかを確認することが必要である。木質バイオマスは引き合いが増えているので、供給が追いついているかを確認してほしい。
- ・ 未利用の燃料を使うのは良いが、事業の結果、既に使われていた燃料を使う場合は追加性があるとは言えない。
- ・ バイオマス燃料に輸入木材を使用しているかどうかを確認してほしい。

い。第一約束期間以降は輸入バイオマスの燃焼の計算方法が違ってくる可能性がある。輸入木材を住宅建材等として使用した場合など、場合によっては残材であってもカーボンニュートラルにならない可能性を考慮する必要がある。

- ・ バイオマスボイラーは効率不問という議論もあったが、同じ木質系バイオマスでも効率の高いものを利用すべき。同じバイオマスを利用するのであれば、どこで利用するのが効率的なのか等を考慮していただきたい。
- ・ 未利用バイオマスをどのように有効利用するかは重要な問題となる。個別の案件を審査する中では議論が及びにくいので、経済産業省の中だけでとどまる話ではないが、これらの話をどこかで議論して頂きたい。

(藤原参事官)

- ・ 木質バイオマスの案件は非常に増えているので、輸入木材の件も含めて確認していきたい。

(木材利用課長)

- ・ 林野庁では、5月から山村再生支援センターの運営を開始した。
- ・ センターの大きな役割は、間伐材使用等に対する森林整備貢献認証としており、未利用バイオマスをいかに有効利用するかを考えることである。国内クレジット制度を活用する事業者に、審査費用の全額（上限100万円）を補助するなど、支援していく。

(茅委員長)

- ・ 輸入廃材を燃やした場合の扱いはどうなっているのか。

(森口委員)

- ・ 1996年のIPCCガイドラインに基づくとカーボンニュートラルである。伐採した木材を輸入した後の取り扱いについては、国際的に議論されている。

(松橋委員)

- ・ 排出削減事業の申請が爆発的に増えているが、事務局による各地域への事業発掘のためのアプローチが効果を発揮している。
- ・ 申請された排出削減事業を類型化しているが、日本全国の排出削減事業を今後さらに発掘するため、こうした事業の類型を、メディア等を通じて全国に情報を流していくのが良い。
- ・ 排出削減量は最低でも100t~200t程度でないと、審査費用が賄えないだろう。中小製材所の未利用チップ・廃材などを使用する事業をいかにうまくバンドリングするかがポイントとなる。センター等がコーディネートして事業を申請すれば経済的に効率が良い。同様にビル等

の省エネでの空調・照明設備の更新にも言えることであるので、市などの地方自治体がバンドリングして取りまとめることができれば、更に可能性が広がるだろう。

- ・ 国内クレジットを損金参入できるようにすることは重要である。自主行動計画の目標達成だけでなく、CSR 目的での国内クレジットの購入を促進することができ、買う側の意欲を増すことができる。

(藤原参事官)

- ・ 民間でも小さな案件をまとめるような事業を展開する企業が出ている。農林水産省や関係者と連絡を取りながら支援を進めていきたい。
- ・ 審査費用に関して、現在の半額支援事業については中小企業にできるだけ負担がかからない仕組みとなるよう見直していきたい。

(熊崎委員)

- ・ 廃棄物系のバイオマスは安く、13 円/kg 程度であるのに対し、これから日本で増える見込みとなっている間伐材は 30 円/kg 程度である。この価格差をできるだけ緩和していきたい。一定の地域を計画的に間伐していく場合に、バンドリングするシステムができれば非常に好ましい。計画的に間伐を行えばこの制度に乗ってくるというモデルがよいだろう。

(茅委員長)

- ・ 電力の排出係数について早急に決めなくてはいけない。提案としては、原単位に時間的な推移を加味する。最初の段階では限界電源、ある程度時間が経ったら全電源平均原単位とする。今のところ条件付ではあるが、この考えで電力業界とガス業界から基本的には賛意を得ている。
- ・ 具体的には検討組織を作って、決めていく予定である。最終的には委員会の承認が必要であるが、それまでに検討を進めていきたい。

(森口委員)

- ・ 長期的な電源構成変化に関してのマージナルという考え方であり、季節・時間によるマージナルではないという理解でよいか。

(茅委員長)

- ・ 現段階では、限界電源自体をどう考えるかも決まっていない。考え方としては、事業当初は限界電源という考え方を使い、最終的に全電源に移行するという点に関しては、ほぼ合意に至っているが、それ以外については今後検討する。なお、この議論は国内クレジット制度の対象に限るという前提である。

(森口委員)

- ・ 対象は国内クレジット制度のみということであるが、温対法やそれ以

外の制度での排出係数の考え方においても、双方から歩み寄っていただき調整していただきたい。

(茅委員長)

- ・ 国内クレジット制度の中で決まれば、他にとって良い参考となるだろう。

(棕田委員)

- ・ 国内クレジット制度において、何が原則で何が例外となるのか考え方を明確にしてほしい。

(大塚委員)

- ・ (資料 4) 別添 4 について、P. 17 で『原則「合理的保証」とする。』とあるが、例外の扱いはどのように考えているのか。

(魚住会長)

- ・ 現実的には、原則一本になると考えている。肯定的な表現でない限り、費用がかかるものについては意見表明すべきでないというのが一般的な考え方である。

(大塚委員)

- ・ 資料 1-2 について、申請受付された排出削減事業の中に、ソフト支援実施機関が共同実施者となっているものがある。部局を限定して、ソフト支援を行った事業については共同実施者にならない等の確認が必要である。

(藤原参事官)

- ・ 資料 1-2 の中で何件か見受けられるが、計画の段階から厳格にチェックをして、ソフト支援実施機関の中で、担当部所を分けていただいている。なお、共同実施者としてファイナンスアンドトレーディングカーボンという会社があるが、ソフト支援事業実施機関である日本テピア株式会社が作った新会社である。新会社を設立することでファイアフォールを敷いて頂いて好例である。

(森口委員)

- ・ 資料 1-2 の中で、製材工場にバイオマスボイラーを新設する事業があったが、製材工場自身の残材を燃料として使うのであれば、既に有効利用されていた可能性もある。技術に関する追加性だけではなく、周辺の条件として既に燃料が有効活用されていたかどうかも審査機関の方で確認してほしい。

文責：事務局